

## 監 査 報 告 書

令和2年5月18日

学校法人 享栄学園

理事会 御中

監事 佐々木 史郎 

監事 東 海 友 和 

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人享栄学園寄附行為第14条の規定に基づき、学校法人享栄学園の令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の業務並びに財産の状況について監査した。

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人享栄学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務又は財産に関する不正の行為、法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

なお、鈴鹿大学国際地域学部においては、外国人留学生の受け入れに伴う学修環境整備、鈴鹿大学こども教育学部および鈴鹿大学短期大学部においては、学生確保に一層の努力をされたい。

以 上